令和６年６月
海　事　局
内　航　課
外　航　課

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案について

１．背景

旅客船の総合的な安全・安心対策を講ずることにより海上旅客運送の安全を図ること等を目的とした「海上運送法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 24 号。以下「改正法」という。）が令和５年５月 12 日に公布されたところ。

改正法による改正内容の中で、届出制としていた人の運送をする船舶運航事業に係る登録制の導入関係に関しては、改正法の公布後２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされたところ、海上運送法施行規則（昭和 24 年運輸省令第 49 号。以下「規則」という。）等について所要の規定の整備を行う必要がある。

２．概要

（１）事業区分の定義規定（規則第１条関係）

改正法第３条による登録制の導入に伴い船舶運航事業等に係る定義規定が改正されたことを踏まえ、以下の通り定義規定を改正する。

- 本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う貨客定期航路事業を「外航貨客定期航路事業」とする。
- 外航貨客定期航路事業以外の貨客定期航路事業を「内航貨客定期航路事業」とする。
- 本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う貨物専用定期航路事業を「外航貨物専用定期航路事業」とする。
- 外航貨物専用定期航路事業以外の貨物専用定期航路事業を「内航貨物専用定期航路事業」とする。
- 本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における一般不定期航路事業を「外航一般不定期航路事業」とする。
- 外航一般不定期航路事業以外の一般不定期航路事業を「内航一般不定期航路事業」とする。
- 本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における貨物専用不定期航路事業を「外航貨物専用不定期航路事業」とする。

（２）事業の登録申請（新設）

○　新海上運送法（改正法第３条による改正後の海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）をいう。以下同じ。）第 19 条の７第１項、第 20 条第１項又は第 22 条第１項に基づき対外旅客定期航路事業、貨客定期航路事業又は一般不定期航路事業（以下「事業」という。）の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、現行の規則において求められている記載事項に加えて、新海上運送法第 19 条の７第２項（新海上運送法第 20 条第２項及び第 22 条第２項において準用する場合を含む。）に規定する事項を記載した申請書を提出しなければならないこととする。

○　新海上運送法第 19 条の７第３項（新海上運送法第 20 条第２項及び第 22 条第２項において準用する場合を含む。）に基づき申請書に添付する国土交通省令で定める書類を「登録申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書」と規定する。

（３）密接関係者に該当する者の要件（新設）

新海上運送法第 19 条の７第２項第５号（新海上運送法第 20 条第２項及び第 22 条第２項において準用する場合を含む。）に規定する登録申請者（法人に限る。）と密接な関係を有する者（密接関係者）に該当する同号イからハまでの国土交通省令で定める者として、規則第２条の２各項において規定する者と同様の者を規定する。

（４）登録簿の作成等（新設）

新海上運送法第 19 条の８第１項（新海上運送法第 20 条第２項及び第 22 条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する対外旅客定期航路事業者登録簿、貨客定期航路事業者登録簿及び一般不定期航路事業者登録簿（以下「登録簿」という。）の様式を定めるとともに、登録を行った地方運輸局長等は、当該登録簿を、その登録を行った地方運輸局等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととする。

（５）承継の確認（新設）

新海上運送法第 19 条の 12 第１項（新海上運送法第 20 条第２項及び第 22 条第２項において準用する場合を含む。）に基づき、事業の譲渡又は対外旅客定期航路事業者、貨客定期航路事業者若しくは一般不定期航路事業者（以下「事業者」という。）について相続、合併若しくは分割があった場合に、当該事業又は当該事業者の地位の承継について国土交通大臣の確認を受けようとする者は、新海上運送法第 19 条の 12 第２項（新海上運送法第 20 条第２項及び第 22 条第２項において準用する場合を含む。）に基づき次に掲げる事項を記載した申請書及び添付書類を提出しなければならないこととする。

＜記載事項＞
・住所及び氏名（①、②、③）
・新海上運送法第 19 条の７第２項第５号に規定する法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（①、②、③）
・被承継人の住所及び氏名（①、③）
・被承継人の住所及び氏名並びに被相続人との続柄（②）
・承継に係る当該事業の概要（①、②、③）
・承継の年月日（①、③）
・被相続人の死亡年月日（②）
・承継を必要とした理由（①、②、③）
・申請者以外に相続人がある場合は、その者の住所及び氏名（②）
・相続に伴う当該事業に属する財産に関する権利義務の変動（②）
・合併（分割）の方法及び条件（③）

＜添付書類＞
・申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書（①、②、③）
・申請者（申請者が法人である場合は、その役員）が新海上運送法第 19 条の９第１項各号に該当しない旨の宣誓書（①、②、③）
・譲渡譲受契約書の写し（①）
・譲渡譲受価格及びその説明書（①）
・承継に係る当該事業の使用旅客船が譲渡人及び譲受人以外の所有に係るものである場合は、当該旅客船を申請者が使用することに対する同意書（①）
・戸籍謄本（②）
・承継に係る当該事業を申請者が承継することに対する申請者以外の相続人の同意書（②）
・合併（分割）契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し及び合併（分割）比率説明書（③）
・合併（分割）に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併（分割）に関する意思の決定を証するに足りる書類（③）

① …譲渡譲受の場合に必要
② …相続の場合に必要
③ …合併（分割）の場合に必要

（６）外航貨物専用定期航路事業及び外航貨物専用不定期航路事業の開始の届出（新設）

○　新海上運送法第 20 条の２第１項の規定により外航貨物専用定期航路事業の開

始の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航貨物専用定期航路事業開始届出書を提出するものとする。

・　住所及び氏名
・　当該航路の名称及び運航開始予定期日
・　事業計画（規則第 21 条の 13 第４号において規定する事項と同様の事項）

○　新海上運送法第 23 条第１項の規定により外航貨物専用不定期航路事業の開始の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航貨物専用不定期航路事業開始届出書を提出するものとする。

・　住所及び氏名
・　開始した事業の概要
・　事業開始の年月日

（７）その他

その他所要の改正を行うこととする。また、規則以外の国土交通省単管省令における改正法第３条（改正法の公布後２年以内に施行される部分に限る。）の施行に伴う条ずれ対応等の所要の改正を行うこととする。

３．今後のスケジュール（予定）

公　布：令和６年９月下旬
施　行：令和７年４月１日